

## 町民のみなさまへ

～避難行動要支援者名簿の活用について～

国では、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年に災害対策基本法が改正されました。

内容は、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援が行われることとなっております。

<対象者は、70歳以上の世帯/在宅介護世帯/障害者がいる世帯>

### 【藤里町では】

- ①避難行動要支援者名簿の作成（義務）し、その作成に際し必要な個人情報を利用させていただきます。
- ②避難行動要支援者 本人からの同意を得て、平常時から消防や警察、民生委員等の避難支援等関係者に情報を提供します。
- ③現に災害が発生、または発生の恐れが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供し、避難支援を実施します。
- ④名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、町においては、名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講じます。

藤里町においては、地域の特性や実情を踏まえつつ、災害発生時に一人でも多くの避難行動要支援者の生命と身体を守るという重要な目標を達成するため、適切に対応していきます。

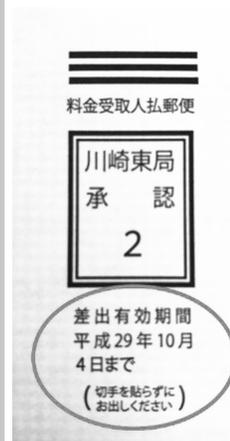
何卒、名簿作成のために承諾していただきますようお願いいたします。

※各地区担当民生委員の方などが対象宅を訪問する予定となっておりますのでご協力をお願いします。

### 【お問い合わせ先】

藤里町町民課 課長 夏井 博文 ☎79-2113

## 個人番号（マイナンバー）カード 交付申請書の送付用封筒について



「通知カード」及び「個人番号カード交付申請書」に同封されている個人番号カード交付申請書の送付用封筒（返信用封筒）については、差出有効期間が平成29年10月4日になっている場合でも、平成31年5月31日まで切手を貼らずに、そのまま使用することができます。

追加で欲しい場合、切手不要の封筒をご自宅で作成できるようになりました。インターネットで「マイナンバーカード総合サイト」と検索し、「封筒材料のダウンロードはこちら」をご覧ください。

### 【お問い合わせ先】

マイナンバー総合フリーダイヤル  
☎0120-95-0178  
藤里町町民課 ☎79-2113

## 戦没者遺族相談員及び戦傷病者相談員の方々を紹介します

この度、戦没者遺族相談員及び戦傷病者相談員の方々が厚生労働大臣から委託され、決定しましたのでお知らせいたします。（委託期間：平成29年10月1日～平成31年9月30日）

### 【戦没者遺族相談員】

氏名	鎌田 賢治	三浦 金勝
住所	能代市須田字屋布添52-1	山本郡三種町鶴川字西本田256
電話	0185-54-5064	0185-85-2561
相談内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦没者遺族の各種年金・給付金等に関する相談</li> <li>・生活上の問題や利用可能な福祉制度等に関する相談</li> </ul>	

### 【戦傷病者相談員】

氏名	袴田 マサ子	簾内 春雄
住所	能代市字田子向68	能代市二ツ井町麻生1
電話	0185-52-9774	0185-73-4534
相談内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦傷病者の各種年金・給付金等に関する相談</li> <li>・生活上の問題や利用可能な福祉制度等に関する相談</li> </ul>	

※能代山本地区担当の方々のみを掲載しております。

【お問い合わせ先】 藤里町町民課 町民福祉係 ☎79-2113